

●河川法の規定を準用する河川の流水占用料 問 建設課 ☎0137-62-2115

【改定前】

- 算定した得た額に**100分の108**を乗じて得た額の流水占用料を徴収することができる。

【改定後】

- 算定した得た額に**100分の110**を乗じて得た額の流水占用料を徴収することができる。